

お知らせ

《世界人権宣言60周年》  
12月4日から10日は  
「第60回人権週間」

育てよう 一人一人の 人権意識

〜思いやりの心〜  
かけがえのない命を大切に〜

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える一週間です。あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。  
今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

《ご相談ください》

人権のことについては、お近くの人権擁護委員・大津地方事務局・高島市役所人権施策課へお問い合わせください。あらゆる差別や家庭内、職場内、隣近所での問題などについての相談を受けています。

- ・大津地方事務局人権擁護課  
☎077(522)4673
- ・子どもの人権110番  
☎0120(007)110
- ・女性の人権ホットライン  
☎0570(070)810

◇人権週間「特設人権相談所」を開設

市内6か所に「特設人権相談所」を設け、人権擁護委員が人権に関するご相談に応じます。

日頃お困りのこと、いじめや差別など、「これは人権に関することでは？」と思われることがあれば、お気軽に相談にお越しください。相談は無料で秘密は固く守られます。

- ▼日時 12月10日(水) 13時〜16時
- ▼場所 マキノ支所

- 今津老人福祉センター
- 朽木ふれあいセンター
- 安曇川公民館
- (安曇川ふれあいセンター)
- アイリッシュパーク
- 高島市役所本庁

☎(25)8524

朽木地区人権のつどい

「終りよければすべてよし」  
上映会

すべての人にとって絶対に避けられないのが死です。この映画は、人が亡くなるまでの期間、命の尊厳を守り、どのように支えていくかを問う、いかけのドキュメンタリーです。

- ▼日時 12月13日(土) 13時15分〜15時25分
- ▼場所 やまびこ館
- ▼対象者 一般
- ▼入場 無料「全席自由」

高島市人権教育推進協議会朽木支部  
(朽木公民館内)  
☎(98)2324

マキノ人権のつどい

「つどい」のつどい  
〜難病を乗り越えて〜

ある日難病と言われた。すべてをあきらめなくてはならない闘病生活はすべてを奪ったように思われた。そんな中自分の生きる道を探そうと、もう一度「夢」を目指そうと強く願ったその日から、一歩ずつ光のステージへ進んできた。

- ▼日時 12月20日(土) 14時〜
- ▼場所

マキノ土に学ぶ里研修センター  
2階中ホール  
講師 E.S.P.E.R.A.N.Z.A

高島市人権教育推進協議会マキノ支部  
(マキノ土に学ぶ里研修センター内)  
☎(27)1131

年末の交通安全県民運動が

始まりです

年の瀬は、夕暮れが一層早まり、慌ただしくなる上に、忘年会などで飲酒の機会も多くなることから、重大事故の発生が懸念されます。そこで、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、安全な交通行動につながるため、県民総ぐるみ運動として年末の交通安全運動が実施されます。

車を運転するときは、今一度気を引き締めて、またお酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。事故を起こして後悔しても、時間を巻き戻すことはできません。一つしかない大切な命です、無事故無違反で新しい年を迎えましょう。

- ▼実施期間 12月1日(月)〜12月31日(水)
- ▼重点運動

税理士による無料税務相談会

(税務相談センター)

相続や生前贈与にかかる税金の相談から、商売を始められたときの税に関する手続きなど、お気軽にご相談ください。

高島市内の税理士が相談に応じます。

- ▼日時 12月17日(水) 13時30分〜16時30分
- ▼場所 今津東コミュニティセンター

☎(25)2095

家屋を取り壊したら届出を!

固定資産税は、毎年1月1日において所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。

このため、所有している家屋を取り壊したり、売買、譲渡などをしてしたりして12月31日までに所定の手続きを完了された場合、翌年度からはその家屋に対する固定資産税はもとの所有者には課税されなくなります。手続きは、次のとおりです。

- ①高齢者の交通事故防止
- ②飲酒運転の根絶
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④夕暮れ時と夜間の交通事故防止

☎(25)0904

12月は滞納整理強化月間

市税や県税の納め忘れは  
ありませんか?

皆さんから納めていただく市税や県税は、身近な行政サービスに使用される大切な財源です。

市と県では、12月を県内共通の「滞納整理強化月間」として、税の公平な負担の観点から一斉に滞納整理を行います。

もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

【市税】市役所総務部税務課

☎(25)2022

【県税】高島県事務所税務課

☎(25)6007

県と県内全市町では、本年度「滋賀地方滞納整理機構」を設置し、

住宅ローン控除の申告を  
忘れずに!

連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています!

☎(25)8524

税源移譲により所得税と住民税の税率が変わったため、所得税から住宅ローン控除できなかった金額(税源移譲による影響分)を翌年度の住民税の所得割から控除(住宅借入金等特別税額控除)する特例措置が平成20年度より設けられています。

◇毎年申告が必要です

◇対象 平成11年から平成18年末までに

入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方(平成19年以降に入居した場合)、所得税で住宅ローン控除の特例が設けられていますので、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

適用には申告が必要です  
この申告は毎年必要で、期限までに申告がない場合は、控除が

受けられない場合がありますのでご注意ください。前年分の所得税において住宅ローン控除を受けている方などを対象に、12月下旬に申告書を送付しますので、対象となる場合は申告してください。なお、申告書が送付されなかった方で該当すると思われる場合は、市役所税務課へお問い合わせください。

(高島市ホームページ)《市民のくらし》税金↓お知らせにも詳しく掲載しており、申告書をダウンロードすることができます。

- ▼平成20年分の申告期限 平成21年3月16日(月)
- ▼提出方法

〈所得税の確定申告をされる方〉  
所得税の確定申告書と一緒に、税務署へ住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

〈所得税の確定申告をされない方〉  
源泉徴収票を添付して、平成21年1月1日現在にお住まいの市区町村へ住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

☎(25)8116